

# 「令和4年度 中小企業者事業継続支援給付金」 についてご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少した  
市内中小企業者に対して事業継続のための給付金を支給します

## 概要(要件等)

対象者	申請期間	対象要件	給付額
法人	令和4年 4月18日(月)	以下、全てに該当するもの。 ①中小企業基本法第2条第1項に規定するもの ※1 ②敦賀市に本社機能を有するもの ③令和4年1月1日～令和4年6月30日までの間で任意の連続する3カ月間の売上平均額(各種給付金除く)が前年又は2年前又は3年前の同月時期と比較して新型コロナウイルス感染症の影響により20%以上減少するもの ※2  ※1 医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等、会社以外の法人についても幅広く対象とします。 (ただし、常時雇用する人数が300人以下の法人に限る) ※2 事業開始時期が令和3年4月2日以降で③で指定する期間と比較できない場合は、令和3年12月31日までの売上平均額と比較することができます。	40万円
個人事業主	8月31日(水)		20万円

## 申請に必要な書類

- ①-1 令和3年を比較対象とする場合は  
[個人] 令和3年の確定申告書第1表 [法人] 前期事業年度の法人税申告書別表1
- ①-2 令和2年を比較対象とする場合は①-1に加え、  
[個人] 令和2年の確定申告書第1表 [法人] 2期前事業年度の法人税申告書別表1
- ①-3 令和元年を比較対象とする場合は①-1に加え、  
[個人] 令和元年の確定申告書第1表 [法人] 3期前事業年度の法人税申告書別表1
- ①-4 1度も決算を迎えていない場合は  
同一の仕入先への支払領収書など、直近3ヶ月連続で取引がわかる帳票類
- ② 申請書(様式第1号) ③ 売上減少要件に関する確認書(様式第2号又は様式第3号)
- ④ 売上減少に係る根拠書類(試算表、帳簿、法人は法人事業概況説明書等)
- ⑤ 本人(代表者)確認書類の写し ※個人事業主のみ(運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか)

## 問合せ等

※申請書類は、敦賀市、敦賀商工会議所及び、本チラシ下部の窓口金融機関に設置してありますが、敦賀商工会議所ホームページからもダウンロードして使用できます。

<http://www.tsuruga.or.jp/>

敦賀商工会議所

検索

(1) 申請方法等の詳細については、下記①又は②へ問合せください。

- ① 敦賀商工会議所(22-2611)
- ② 敦賀市商工貿易振興課(22-8122)

(2) 申請窓口は下記金融機関の市内各店舗となります。

福井銀行、敦賀信用金庫、北陸銀行、福邦銀行、福井県農協

※原則として、貴事業所のメインとなる取引金融機関にて申請して下さい。

尚、上記記載の金融機関以外の金融機関口座への振込を希望される方は、

敦賀商工会議所の2階事務所窓口(部署 中小企業相談所)に申請書類一式をご持参ください。

## A 中小企業者事業継続支援給付金について

### 【制度概要】

一定の売上減少の要件（※1）を満たし、かつ敦賀市に本社をおく「中小企業及び個人事業主」（※2）に対して給付金を支給する。

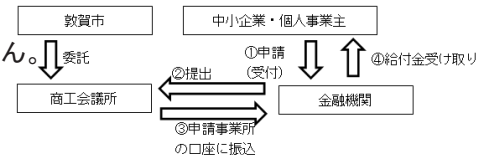
※1「一定の売上減少の要件」、※2「中小企業及び個人事業主」については、「B」申請・記入にあたっての注意事項で詳述。

【対象者および給付金額】 令和3年12月31日までに開業した方で敦賀市に本社をおく、中小企業に40万円、個人事業主に20万円

④以下の場合は、給付対象とはならない。

- ・「①事業収入（営業等、農業）」のほか、「②給与収入」「③公的年金等」がある場合には、売上比較する年（令和3年、令和2年又は令和元年）の確定申告において「①事業収入」が①～③を足した金額の50%を下回る場合。
- ・営業実態のない休眠法人、事業者。
- ・一度当該給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

【受付期間】 令和4年4月18日～令和4年8月31日



<申請から受け取りまでの流れ>

## B 申請・記入にあたっての注意事項

① 一定の売上減少の要件について（＝ ※1）

- 令和4年1月～6月の期間において、令和3年、令和2年又は令和元年の任意の連続する同期間3カ月の平均売上高（各種給付金を除く）が新型コロナウイルス感染症の影響により20%以上減少していること。
- 事業開始時期が令和3年4月2日以降で、上記(a)で指定する連続する3カ月の売上平均を出すことができない場合は、事業開始日から令和3年12月31日までの売上平均と比較することができる。開業日が2日以降の月途中である場合は、当該月（開業月）の売上を日割り計算し、1カ月に換算した売上を当てはめる。（計算方法は、様式第3号参照）
- 当該書類については、受付金融機関及び敦賀商工会議所の求めに応じること。

② 申請の前提となる中小企業者、個人事業主について下表の通りとする。（＝ ※2）

種分類	定義（中小企業基本法に準拠）
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

★常時使用する従業員の数が300人以下の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等の法人も対象とします。

④複数の業種を営んでいる場合は、最も高い取扱い売上高に該当する業務を適用する。

④常時使用する従業員とは、以下の者を除いた従業員とします。

イ) 法人の場合の役員、ロ) 個人事業主の場合の本人、ハ) 日々雇い入れられる者、ニ) 2カ月以内の期間を定めて使用される者、ホ) 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者、ヘ) 試用期間中の者

③ 捺印は、複写用紙（3枚）にも忘れずに捺印してください。

④ 各欄の口にも漏れなく☑してください。

⑤ 万一、記入・捺印漏れがあった場合は再度記名・捺印をお願いすることとなり、給付時期が遅れ、訂正中に、申請期限が過ぎた場合は、給付を受けることができなくなる場合があります。

⑥ 記入内容や、添付資料に不明な場合があれば、敦賀商工会議所から直接申請者に連絡する場合があります。

⑦ 給付金給付後に、虚偽等により申請内容に誤りが判明した場合は、給付金の返還を求めます。また、不正受給と判断した場合は、不正受給者は給付金の金額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、民法第404条に規定する割合で算出した延滞金を加え、返還請求します。

⑧ 本制度は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け、市内金融機関等の協力で実施するものです。

⑨ その他ご不明な点がございましたら、敦賀商工会議所までお問合せ下さい。

## C 必要書類について

①-1 令和3年を比較対象とする場合は、

【個人】令和3年の確定申告書第1表 【法人】前期事業年度の法人税申告書別表1

①-2 令和2年を比較対象とする場合は①-1に加え、

【個人】令和2年の確定申告書第1表 【法人】2期前事業年度の法人税申告書別表1

①-3 令和元年を比較対象とする場合は①-1に加え、

【個人】令和元年の確定申告書第1表 【法人】3期前事業年度の法人税申告書別表1

①-4 1度も決算を迎えていない場合は、同一の仕入先への支払領収書など、直近3ヶ月連続で取引がわかる帳票類

②申請書（様式第1号）

③売上減少要件に関する確認書（様式第2号又は様式第3号）

④売上減少に係る根拠書類（試算表、帳簿、法人は法人事業概況説明書等）

⑤本人（代表者）確認書類の写し ※個人事業主のみ（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）

受託実施機関	敦賀商工会議所 Tel 22-2611（お問合せ先）
委託者	敦賀市（所管：産業経済部商工貿易振興課 Tel 22-8122）
連携金融機関	福井銀行、敦賀信用金庫、北陸銀行、福邦銀行、福井県農協